附　則

（平成三十年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

第十八条の二　平成三十年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　平成二十九年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の四十五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の四十二・五

二　平成二十九年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の二・七五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の一・五

（平成三十一年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

第十八条の三　平成三十一年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　平成三十年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の五十七・五

村に係る特定保健指導の実施率の標準偏差を乗じて得た率に同年度における全ての小規模市町村に係る特定保健指導の実施率の平均値を加えて得た率とする。ただし、当該率が一を超える場合は一とする。

一　小規模市町村

二　特定健康診査の対象者の数が五千人以上十万人未満の市町村

三　特定健康診査の対象者の数が十万人以上の市町村

四　国民健康保険組合

五　単一型健康保険組合

六　総合型健康保険組合、健康保険の保険者、船員保険の保険者又は日本私立学校振興・共済事業団

七　共済組合

附　則

（新設）

（新設）